

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会退職手当規程

平成5年4月1日
規程 第30号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会就業規程第27条の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲)

第2条 職員が退職した場合においては、この規程により退職金を支給する。ただし、次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。

- (1) 試用期間中の者及び臨時の雇用人
- (2) 勤続期間1年未満で自己都合により退職した者

(支給額)

第3条 職員が退職（死亡による退職を含む）したときは、全国社会福祉団体職員退職手当積立金約款の規定により算出した額を支給する。

(勤務期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 勤続期間の計算において、1月未満の端数は1月とする。

(支給の制限)

第5条 職員が、就業規程第39条の規定により懲戒解雇の処分を受けた者は、この規程による退職手当は支給しない。

(支払の時期)

第6条 退職金は、職員の退職日から2カ月以内に支払う。

(委 任)

第7条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。